議　事　録

令和３年８月３０日（月）午後２時００分から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において８月定例会が開催された。

○議事

１　審議事項

議案番号	議　　案　　名	議決結果
第３１号議案	福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	原案どおり可決
第３２号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	〃
第３３号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第３４号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第３５号議案	現況証明について	〃
第３６号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第３７号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃
第３８号議案	福井市農業委員会改選に伴う検討委員会の設置議案について	〃

２　報告事項

報告番号	報　　告　　名
第３４号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第３５号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第３６号報告	農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用の取消の確認について
第３７号報告	農地法施行規則第５３条第１１号の規定による転用の事業計画の確認について
第３８号報告	農地法施行規則第５３条第１４号の規定による転用の事業計画の確認について
第３９号報告	農地法第５条第１項の規定による申請の取下げの確認について
第４０号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の確認について
第４１号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第４２号報告	非農地通知の取消しの確認について
第４３号報告	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

３　その他

○出席委員　　２４名

１番	寺 井　重 治	
２番	伊 藤　敏 夫	
３番	伊 藤　義 明	（参与）
４番	前 川　雅 彦	
５番	小 寺　辰 夫	
６番	武 澤　義 明	（会長）
７番	加 藤　良 子	
８番	岩 﨑　眞 次	
９番	宮 浦　啓 二	
10番	前 川　秀 人	
11番	清 水　重 勝	
12番	伊 川　憲 邦	
13番	池 田　敏 雄	（参与）
14番	西 岡　得 雄	
15番	浅 川　健 次	
16番	鈴 木　謹 一	
17番	豊 岡　敏 広	
18番	野 路　直 美	（参与）
19番	清 水　勝 栄	
20番	衣目川　一郎	
21番	廣 部　厚	
22番	山 本　清 幸	（会長職務代理者）
23番	吉 田　光 範	
24番	田 村　洋 子	

○欠席委員　　０名

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹　髙　﨑　裕　明

副主幹　南　部　奈　沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局　　長　南　京　良　幸

局次長　南　　寿　佳

課長補佐　東　野　尚　樹

主　　幹　松　本　光　司

副主幹　三　木　真　人

主　　査　小　林　恵　美

主　　査　岡　本　恵利佳

主　　事　前　田　大　貴

開　会　　午後２時００分

（武澤会長挨拶）

議　長
（６番
武澤会長）

それでは、ただ今から８月の定例会を開催いたします。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第１８条第２項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号１０番 前川秀人委員、１１番 清水重勝委員、ご両名よろしくお願いします。
それでは、議事に入ります。

第３１号議案「福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農政企画課

（第３１号議案　説明）

議　長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

１３番
池田委員

「分家住宅」という用語の確認だが、今までは土地所有者の息子が近くに建てるということで分家住宅と言っていた。今回は（結婚して苗字の変わった）娘が分家を建てるということだが、この場合も「分家住宅」と呼ぶのか。

農政企画課

言葉の厳密な意味ということでは、「分家住宅」と呼ぶのは難しいのかもしれませんが、こどもが集落に戻ってきて、地域を盛り立てるという目的からすると、「分家住宅」と言えるのではないかと思います。

１３番
池田委員

男女ともに同じように認めるという内容には問題はないと考える。ただ、今後もこのような場合も「分家住宅」と呼ぶのか、なにか別の適当な言葉があるなら、と思っただけである。今後の課題としてもらってもよい。

議　長

今は必ず男が世襲するというものでもない。柔軟に、今後も同様に「分家住宅」と呼ぶことで差し支えないと考えます。

他にご意見、ご質疑等ございませんか。

（特に声なし）

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第３１号議案について、異議がない旨回答すること、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがいまして、第３１号議案は原案に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第３２号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　（第３２号議案　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画説明）

農政企画課　（第３２号議案　農用地利用配分計画（案）説明）

議　長　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（特に声なし）

議　長　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第３２号議案について、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがいまして、第３２号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第３３号議案「農地法第３条第１項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　（第３３号議案　説明）

議　長　　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第３３号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第３４号議案「農地法第５条第１項の許可の申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　（第３４号議案　説明）

議　長　　今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました浅川委員から報告をお願いします。

１５番
浅川委員　　第３４号議案に関する現地調査につきましてご報告します。調査日は、８月１９日木曜日、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員４名と事務局３名の計９名で行いました。調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。
以上でございます。

議　長　　ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第３４号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、第３４号議案中１番、２番及び４番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に許可することとします。

続きまして、第３５号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　（第３５号議案　説明）

議　長　ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第３５号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
第３６号議案の審議の前に、懸案事項となっております法務局照会に対する回答に対する審議の手法について、事務局より説明があるとのことですので、お願いします。

事務局　（法務局照会に対する回答に対する審議の手法　説明）

議　長　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　特にないようですので、それでは続きまして、第３６号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

（第３６号議案　説明）

議　長　今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本 会長職務代理者から報告をお願いします。

２２番
山本　会長
職務代理者　第３６号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は８月１９日、私と浅川委員、地区担当委員２名、事務局３名の合計７名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりで

す。
　また、現況及び周辺農地への影響から判断し、１番から３番の案件については、照会に対して、「原状回復命令を行わない」と回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。
　以上でございます。

議　長　　ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了いたします。
　それではお諮りします。
　第３６号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、照会に対し原状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
　続きまして、第３７号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　（第３７号議案　説明）

議　長　　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了いたします。
　それではお諮りします。
　第３７号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第３８号議案「福井市農業委員会改選に伴う検討委員会の設置議案について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　（第３８号議案　説明）

議　長　　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

１５番
浅川委員

資料を見ると委嘱期間は令和４年１２月３１日までとある。幹事会の構成員は個人でなく役職で書いてあるが、参与と地区リーダーは毎年５月で変わる。５月で幹事会のメンバーに変更があると考えればよいのか。

事務局

検討委員会での最終案は基本的に年度内にまとめたいと考えているが、もし５月以降までかかるようだったらメンバーの変更を行うことになる。

１５番
浅川委員

個人ではなく役職であるということで、理解した。

議　長

他にございませんか。

（特に声なし）

議　長

特にないようですので質疑を終了いたします。

（特に声なし）

議　長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第３８号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
検討委員会の設置要綱について承認を得ましたので、早速ではございますが、この定例会終了後に第一回の検討委員会を開催したいと思います。第一回は幹事会の構成員だけではなく、全員ご出席をお願いいたします。

議　長

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。
それでは、第３４号報告ないし第４３号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

（第３４号報告ないし第４３号報告　説明）

議　長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長	特にないようですので質疑を終了いたします。 続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。
事務局	（今後の日程説明）
議　長	本日の審議内容の総括を、山本 会長職務代理者よりお願いします。
２２番 山本会長 職務代理者	本日の定例会は第３１号議案から第３８号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第３４号報告から第４３号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。
議　長	これをもちまして、８月の定例会を閉会いたします。 慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会　　午後３時１５分